

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（ 経済産業省 ）

制 度 名	金属鉱業等鉱害防止準備金の延長	
税 目	所得税・法人税（租税特別措置法第 20 条、第 55 条の 5、第 68 条の 44、同法施行令第 11 条、第 32 条の 3、第 39 条の 73、租税特別措置法施行規則第 21 条の 4、第 22 条の 46）	
要 望 の 内 容	<p>金属鉱業等鉱害対策特別措置法第 7 条第 1 項の規定に基づき、産業保安監督部長が独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の鉱害防止積立金の積立額として通知した額について、鉱山の採掘権者又は租鉱権者が積立てを行った場合には、その積立額を限度に損金算入ができる本制度は、平成 22 年 3 月 31 日が適用期限となっている。</p> <p>このため、本制度の適用期限を延長する。</p>	
	減収見込額 （平年度）	- （ 5 百万円 ）

	<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的          鉱山の特性に応じた保安上の措置を確実に実施することにより、鉱害の発生を防止する。</p> <p>(2) 施策の必要性          金属鉱山等の採掘終了後における鉱害防止事業の確実な実施を図るため、当該鉱山の採掘権者又は租鉱権者は、金属鉱業等鉱害対策特別措置法（第7条）の下で使用中の集積場等の施設について、鉱害防止積立金を積み立てることが義務付けられている。かかる鉱害防止事業の円滑かつ確実な実施のためには、当該準備金の積立について、事業者の経済的負担を軽減することが必要不可欠である。</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性          鉱害防止事業は、イタイタイ病など国民の健康被害や土砂崩れ災害を防止する事業であり、使用中の集積場等の施設に対する鉱害防止積立金の積立ては、鉱害防止事業を確実に実施する資金を確保するためのものである。税制面での損金算入措置は妥当である。</p> <p>なお、制度創設（昭和49年度）以来、35年経過し、これまでの間数多くの鉱山が閉山したが、現在もなお稼行中の鉱山は存在するため、引き続き税制措置が必要である。</p>
<p>今回の要望に関連する事項</p>	<p>政策評価体系における位置付け</p> <p>政策の達成目標</p> <p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> <p>同上の期間中の達成目標</p> <p>当該要望項目以外の税制上の支援措置</p> <p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>6 . 原子力安全・産業保安政策          34 産業保安</p> <p>産業活動終了後における永続的な災害発生の未然防止の観点から、休廃止鉱山における鉱害防止事業について必要な対応策が確実に実施されるような環境を整備する。          具体的には、鉱害防止事業の円滑かつ確実な実施のため、事業者の経済的負担を軽減する。</p> <p>適用期限は平成22年3月31日までであり、2年間の期間延長</p> <p>産業保安監督部長が算定して通知した額に対する採掘権者又は租鉱権者の積立額の実績を100%とする。</p> <p>国税：鉱害防止事業基金に充てるための負担金の損金算入の特例          所得税・法人税（租税特別措置法第28条第1項第4号、第66条の11第1項第4号、第68条の95）          地方税：固定資産税等の課税標準の特例（地方税法附則第15条第3項第1号）          （鉱山保安法第八条第一号の鉱さい、坑水、廃水又は鉱煙の処理に係る施設の固定資産税の課税標準となるべき価格を3分の1の額とする。）</p> <p>一般会計（昭和46年度創設：平成21年度当初予算）          休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金 2,000百万円</p>

	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の予算は、鉱害防止義務者が存在しない鉱山について、地方公共団体が鉱害防止事業を実施する場合にその事業費の4分の3を補助するものであるが、本要望項目は、鉱害防止義務者の鉱業活動に起因する汚染分について、汚染者負担の原則に基づき、鉱山を操業している当該鉱山の鉱害防止義務者に将来の特定施設の使用終了後の鉱害防止事業費を積み立てさせるものであり、両制度が互いに協調することにより特定施設の使用終了後の鉱害の発生が未然に防止される。																																								
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	政策の達成状況	平成20年度末で約23億円が積み立てられており、鉱害防止に必要な対応策が確実に実施されている。																																								
	租税特別措置の適用実績	<p>【鉱害防止積立金の積立て及び取戻し状況】</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">積立額</th> <th colspan="2">取戻額</th> <th rowspan="2">積立金残額</th> </tr> <tr> <th>鉱山数</th> <th>金額</th> <th>鉱山数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16</td> <td>14</td> <td>48</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>2,410</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>14</td> <td>65</td> <td>3</td> <td>33</td> <td>2,443</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>12</td> <td>20</td> <td>3</td> <td>152</td> <td>2,311</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>15</td> <td>71</td> <td>2</td> <td>39</td> <td>2,343</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>12</td> <td>97</td> <td>4</td> <td>99</td> <td>2,340</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(経済産業省調べ)</p>	年度	積立額		取戻額		積立金残額	鉱山数	金額	鉱山数	金額	16	14	48	2	5	2,410	17	14	65	3	33	2,443	18	12	20	3	152	2,311	19	15	71	2	39	2,343	20	12	97	4	99	2,340
	年度	積立額		取戻額		積立金残額																																				
		鉱山数	金額	鉱山数	金額																																					
	16	14	48	2	5	2,410																																				
17	14	65	3	33	2,443																																					
18	12	20	3	152	2,311																																					
19	15	71	2	39	2,343																																					
20	12	97	4	99	2,340																																					
租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	法による規制(金属鉱業等鉱害対策特別措置法第7条第4項)と本制度による支援措置との相乗効果により、産業保安監督部長が算定して通知した額を積み立てていない採掘権者又は租鉱権者は存在しないことから、その実現率は100%となる。																																									
前回要望時の達成目標	<p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>利用件数</th> <th>積立額</th> <th>積立残額</th> <th>減税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成19年度(見込み)</td> <td>15</td> <td>45</td> <td>2,305</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>平成20年度(見込み)</td> <td>15</td> <td>42</td> <td>2,333</td> <td>13</td> </tr> </tbody> </table>		利用件数	積立額	積立残額	減税額	平成19年度(見込み)	15	45	2,305	13	平成20年度(見込み)	15	42	2,333	13																										
	利用件数	積立額	積立残額	減税額																																						
平成19年度(見込み)	15	45	2,305	13																																						
平成20年度(見込み)	15	42	2,333	13																																						
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	平成19年度及び平成20年度においても、産業保安監督部長が算定して通知した額を積み立てていない採掘権者又は租鉱権者は存在しないことから、その実現率は100%となり、目標は達成されている。																																									
これまでの要望経緯	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>昭和49年度</td> <td>制度創設</td> <td>平成6年度</td> <td>2年間延長</td> </tr> <tr> <td>昭和51年度</td> <td>2年間延長</td> <td>平成8年度</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>昭和53年度</td> <td>〃</td> <td>平成10年度</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>昭和55年度</td> <td>〃</td> <td>平成12年度</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>昭和57年度</td> <td>〃</td> <td>平成14年度</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>昭和59年度</td> <td>〃</td> <td>平成15年度</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>昭和61年度</td> <td>〃</td> <td>平成16年度</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>昭和63年度</td> <td>〃</td> <td>平成18年度</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>平成2年度</td> <td>〃</td> <td>平成20年度</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>平成4年度</td> <td>〃</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	昭和49年度	制度創設	平成6年度	2年間延長	昭和51年度	2年間延長	平成8年度	〃	昭和53年度	〃	平成10年度	〃	昭和55年度	〃	平成12年度	〃	昭和57年度	〃	平成14年度	〃	昭和59年度	〃	平成15年度	〃	昭和61年度	〃	平成16年度	〃	昭和63年度	〃	平成18年度	〃	平成2年度	〃	平成20年度	〃	平成4年度	〃			
昭和49年度	制度創設	平成6年度	2年間延長																																							
昭和51年度	2年間延長	平成8年度	〃																																							
昭和53年度	〃	平成10年度	〃																																							
昭和55年度	〃	平成12年度	〃																																							
昭和57年度	〃	平成14年度	〃																																							
昭和59年度	〃	平成15年度	〃																																							
昭和61年度	〃	平成16年度	〃																																							
昭和63年度	〃	平成18年度	〃																																							
平成2年度	〃	平成20年度	〃																																							
平成4年度	〃																																									